

9.12 自然とのふれあいの場

9.12.1 調査結果の概要

(1) 調査内容

工事の実施、施設の存在及び供用に伴う自然とのふれあいの場への影響を予測及び評価するために、表9.12-1に示す項目について調査した。

表 9.12-1 自然とのふれあいの場の調査項目

調査項目	
自然とのふれあいの場	<ul style="list-style-type: none">・ 自然とのふれあいの場の資源状況、周辺環境の状況等・ 自然とのふれあいの場の利用状況・ 自然とのふれあいの場への交通手段の状況

(2) 調査方法

1) 既存資料調査

既存資料調査では、表 9.12-2 に示す資料を収集、整理した。

表 9.12-2 既存資料調査の収集資料

調査項目	収集資料
自然とのふれあいの場	<ul style="list-style-type: none">・ 「彩の国埼玉情報サイトさいたまなび」・ 「川口市内の観光スポット」(川口市ホームページ)・ 「草加のみどころ」(草加市ホームページ)・ 「越谷を楽しむ」(越谷市ホームページ)・ 「全国観るなび 全国観光情報検索」(公益社団法人 日本観光振興協会ホームページ)・ きらり川口ゆめまっぷ(川口市ホームページ)・ こしがや住まいるマップ(越谷市ホームページ)・ 草加市都市計画情報提供システム(草加市ホームページ)

2) 現地調査

現地調査の調査方法は、表 9.12-3 に示すとおりとした。

表 9.12-3 自然とのふれあいの場の調査方法（現地調査）

調査項目	調査方法
自然とのふれあいの場の資源状況、周辺環境の状況等	写真撮影及び現地踏査により把握した。
自然とのふれあいの場の利用状況	毎正時において施設内を利用する人の人数を計数するとともに、利用者に対するアンケート調査により利用目的を確認した。 調査時間は、対象施設の利用形態を考慮して、7時～18時とした。
自然とのふれあいの場への交通手段の状況	利用者に対するアンケート調査により、利用者が来場した際の交通手段及びアクセスルートを確認した。 調査時間は、上記“自然とのふれあいの場の利用状況”と同様に7時～18時とした。

(3) 調査地域・調査地点

1) 既存資料調査

調査地域は、対象事業実施区域及びその周辺とした。

2) 現地調査

調査地域は、自然とのふれあいの場への影響が及ぶおそれがあると認められる地域として、対象事業実施区域及びその周辺とした。

調査地点は、対象事業実施区域周辺に位置する不特定多数の利用者が見られる場所として、表 9.12-4 及び図 9.12-1 に示す自然とのふれあいの場を代表的な調査地点として選定した。

表 9.12-4 自然とのふれあいの場の調査地点

調査地点		調査地点の概要
No.1	綾瀬の森	人工的に整備された綾瀬川沿いの河畔林である。
No.2	桜並木（綾瀬川右岸）	綾瀬川右岸堤防上に整備された桜並木である。
No.3	戸塚南公園	市街地にあり、緑や水辺と一体となって整備された公園である。
No.4	戸塚下台公園	市街地にあり、緑や水辺と一体となって整備された公園である。



図 9.12-1 自然とのふれあいの場調査地点

(4) 調査期間等

1) 既存資料調査

既存資料は、入手可能な最新年の資料を入手した。

2) 現地調査

自然とのふれあいの場の調査期間等は、表 9.12-5 に示すとおりとし、利用者が利用しやすい時期の週末に調査を実施した。

表 9.12-5 自然とのふれあいの場の調査期間等

調査地点		調査期間
No.1	綾瀬の森	平成30年10月13日（土）7時～18時
No.2	桜並木（綾瀬川右岸）	平成31年 3月31日（日）7時～18時
No.3	戸塚南公園	平成30年10月13日（土）7時～18時
No.4	戸塚下台公園	

(5) 調査結果

1) 既存資料調査

既存資料調査として、自然とのふれあいの場の分布状況の内容は、前掲「第3章 地域特性 (6)景観、自然とのふれあいの場の状況 イ自然とのふれあいの場の状況」に示すとおりである。

2) 現地調査

ア 自然とのふれあいの場の資源状況、周辺環境の状況等

自然とのふれあいの場の資源状況及び周辺環境の状況は、表 9.12-6(1)～(4)に示すとおりであった。

表 9.12-6(1) 自然とのふれあいの場の資源状況及び周辺環境の状況


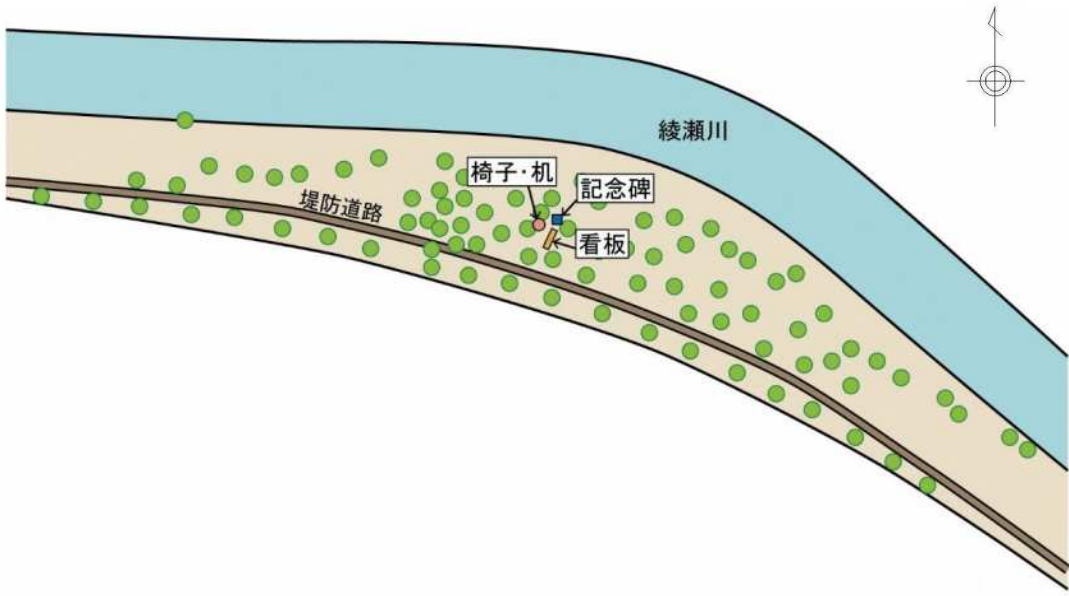
No.1 : 綾瀬の森					
<p>[施設の写真]</p> 	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="738 300 836 779"> <p>資源 の 状況</p> </td> <td data-bbox="836 300 1417 779"> <ul style="list-style-type: none"> ・対象事業実施区域の北側約 0.2km の地点、綾瀬川右岸に位置する。 ・観察できる植物、昆虫を紹介する案内看板が設置されている。 ・駐車場は無い。 ・綾瀬川右岸の高水敷上に植栽された河畔林である。 ・ナガボノワレモコウ、コムラサキ等の希少な種を始めとして、昆虫類、植物等多くの生き物が確認されている。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="738 779 836 987"> <p>周辺 環境 の 状況</p> </td> <td data-bbox="836 779 1417 987"> <ul style="list-style-type: none"> ・綾瀬川右岸の高水敷に位置し、綾瀬川右岸堤防上より立ち入ることができる。 ・堤内地側には、住宅地が広がる。 </td> </tr> </table>	<p>資源 の 状況</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・対象事業実施区域の北側約 0.2km の地点、綾瀬川右岸に位置する。 ・観察できる植物、昆虫を紹介する案内看板が設置されている。 ・駐車場は無い。 ・綾瀬川右岸の高水敷上に植栽された河畔林である。 ・ナガボノワレモコウ、コムラサキ等の希少な種を始めとして、昆虫類、植物等多くの生き物が確認されている。 	<p>周辺 環境 の 状況</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・綾瀬川右岸の高水敷に位置し、綾瀬川右岸堤防上より立ち入ることができる。 ・堤内地側には、住宅地が広がる。
<p>資源 の 状況</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・対象事業実施区域の北側約 0.2km の地点、綾瀬川右岸に位置する。 ・観察できる植物、昆虫を紹介する案内看板が設置されている。 ・駐車場は無い。 ・綾瀬川右岸の高水敷上に植栽された河畔林である。 ・ナガボノワレモコウ、コムラサキ等の希少な種を始めとして、昆虫類、植物等多くの生き物が確認されている。 				
<p>周辺 環境 の 状況</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・綾瀬川右岸の高水敷に位置し、綾瀬川右岸堤防上より立ち入ることができる。 ・堤内地側には、住宅地が広がる。 				
<p>[施設平面図]</p> 					

表 9.12-6(2) 自然とのふれあいの場の資源状況及び周辺環境の状況


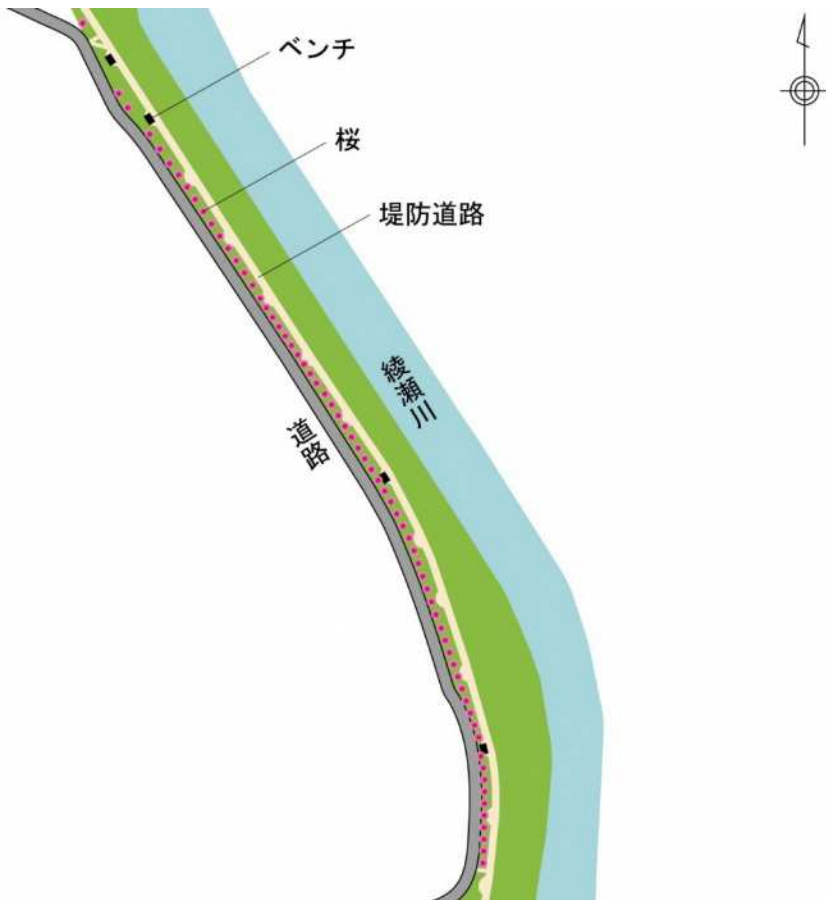
No.2 : 桜並木 (綾瀬川右岸)					
<p>[施設の写真]</p> 	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="805 421 885 638"> <p>資源 の 状況</p> </td> <td data-bbox="893 309 1404 638"> <ul style="list-style-type: none"> ・対象事業実施区域の南東側約 300m 離れた綾瀬川右岸の堤防上に位置する。 ・約 100 本程度の桜が、堤防道路沿いに、300m 以上に渡って並ぶ。 ・桜の種類：ソメイヨシノ ・堤防道路は、遊歩道として整備され、堤防道路脇のスペースには、所々にベンチが設置され、座って花見を鑑賞できる。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="805 728 885 936"> <p>周辺 環境 の 状況</p> </td> <td data-bbox="893 638 1404 936"> <ul style="list-style-type: none"> ・桜並木北側の綾瀬川一帯は、綾瀬川パードサンクチュアリとして、「鳥と友だち広場」、「トンボ池」及び「あやせ新栄ビオトープ」が整備され、生き物や自然とふれあえる場所になっている。 ・桜並木の西側は、新栄団地等の住宅地が広がる。 </td> </tr> </table>	<p>資源 の 状況</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・対象事業実施区域の南東側約 300m 離れた綾瀬川右岸の堤防上に位置する。 ・約 100 本程度の桜が、堤防道路沿いに、300m 以上に渡って並ぶ。 ・桜の種類：ソメイヨシノ ・堤防道路は、遊歩道として整備され、堤防道路脇のスペースには、所々にベンチが設置され、座って花見を鑑賞できる。 	<p>周辺 環境 の 状況</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・桜並木北側の綾瀬川一帯は、綾瀬川パードサンクチュアリとして、「鳥と友だち広場」、「トンボ池」及び「あやせ新栄ビオトープ」が整備され、生き物や自然とふれあえる場所になっている。 ・桜並木の西側は、新栄団地等の住宅地が広がる。
<p>資源 の 状況</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・対象事業実施区域の南東側約 300m 離れた綾瀬川右岸の堤防上に位置する。 ・約 100 本程度の桜が、堤防道路沿いに、300m 以上に渡って並ぶ。 ・桜の種類：ソメイヨシノ ・堤防道路は、遊歩道として整備され、堤防道路脇のスペースには、所々にベンチが設置され、座って花見を鑑賞できる。 				
<p>周辺 環境 の 状況</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・桜並木北側の綾瀬川一帯は、綾瀬川パードサンクチュアリとして、「鳥と友だち広場」、「トンボ池」及び「あやせ新栄ビオトープ」が整備され、生き物や自然とふれあえる場所になっている。 ・桜並木の西側は、新栄団地等の住宅地が広がる。 				
<p>[施設平面図]</p> 					

表 9.12-6(3) 自然とのふれあいの場の資源状況及び周辺環境の状況

No.3 : 戸塚南公園	
<p>[施設の写真]</p> 	<p>資源の状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象事業実施区域の南西側約 0.6km の地点に位置する。 ・ベンチ、東屋、遊具（ブランコ、滑り台、砂場、鉄棒）、グラウンド及びトイレが設置されている。 ・グラウンドは金網で囲まれているが、常時自由に入出りができる。 ・駐車場は無い。 ・園内の南側と西側を中心に緑化が図られ、歩道が整備されている。 <p>周辺環境の状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・周辺は四方を住宅地に隣接する。 ・本園の北方向、西方向、南方向に、住宅地を抜ける形で緑道が伸びており、園内の歩道と接続して整備されている。
<p>[施設平面図]</p> 	

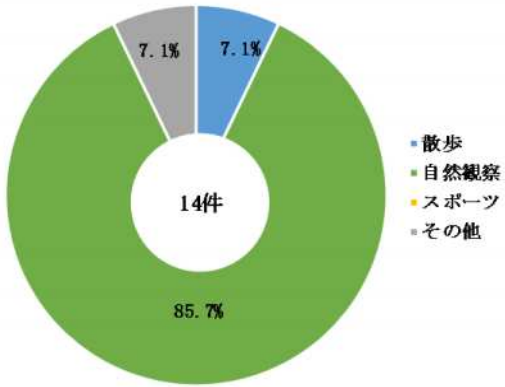
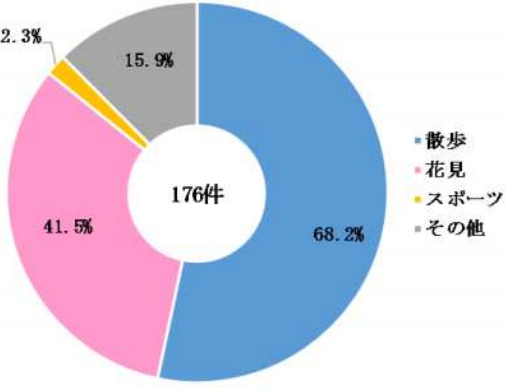
表 9.12-6(4) 自然とのふれあいの場の資源状況及び周辺環境の状況

No.4 : 戸塚下台公園	
<p>[施設の写真]</p> 	<p>資源の状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象事業実施区域の西側約 1.9km の地点に位置する。 ・南側と北西側に広場が分かれて配置されており、その間を歩道、水路及び緑地帯が結んでいる。 ・ベンチ、東屋、遊具（ブランコ、滑り台、鉄棒等）、広場及びトイレが設置されている。 ・駐車場は無い。 ・園内の東側及び南側敷地境界を中心に、高木や低木がまとまって林を形成している。 <p>周辺環境の状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・周囲には住宅地が広がる。 ・本園の北側には戸塚南小学校が隣接する。
<p>[施設平面図]</p> 	

イ 自然とのふれあいの場の利用状況

自然とのふれあいの場の利用状況は、表 9.12-7(1)～(2)に示すとおりであった。

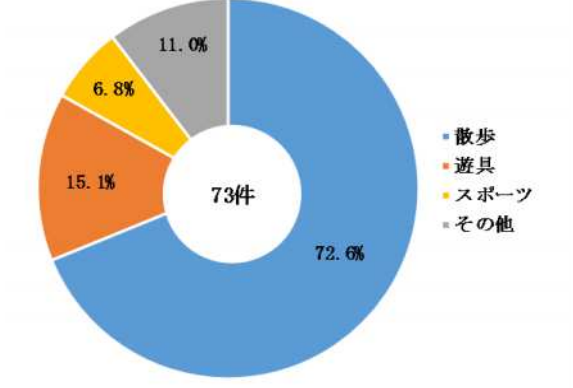
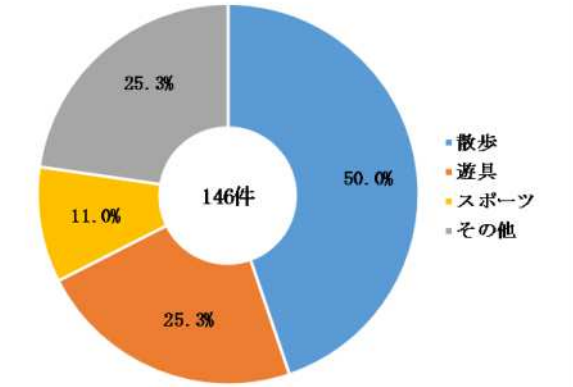
表 9.12-7(1) 自然とのふれあいの場の利用状況

No.	調査地点	利用者数（人）										
		7時	8時	9時	10時	11時	12時	13時	14時	15時	16時	17時
1	綾瀬の森	3	0	2	30	42	42	13	0	1	8	0
		□利用目的（％） 						<ul style="list-style-type: none"> ・利用者は、11時及び12時に最大で42人が確認された。 ・調査当日は、9時～12時に住民参加の自然観察会が開催されており、参加者は39人であった。 ・7時には、散歩する利用者も確認された。 				
2	桜並木	4	5	7	8	20	18	18	39	37	45	24
		□利用目的（％） 						<ul style="list-style-type: none"> ・利用者は、16時に最大で45人が確認され、11時～17時の利用が多かった。 ・桜の開花時期にあたり、花見を目的とする利用者が4割以上を占めたほか、散歩する利用者が半数以上を確認された。 				

注1)「利用目的」：アンケート調査結果からの引用である。円中央の値は、アンケート件数を示す。割合の値は、複数意見があるため合計が100%を超える場合がある。

2)「利用者数」：調査時間帯のうち、毎正時において確認された人数を示す。

表 9.12-7(2) 自然とのふれあいの場の利用状況

No.	調査地点	利用者数（人）										
		7時	8時	9時	10時	11時	12時	13時	14時	15時	16時	17時
3	戸塚南公園	13	4	6	19	11	29	12	29	28	38	27
		□利用目的（％） 						<ul style="list-style-type: none"> ・朝及び夕方には、犬と散歩する利用者が多く確認された。 ・12時には、位置情報システムを利用したスマートフォンゲームアプリで遊ぶ利用者が多く確認された。 ・午後は、親子で遊具やスポーツをする利用者が多く確認された。 ・園内を通過するだけの歩行者や自転車利用者も確認された。 				
4	戸塚下台公園	8	8	23	58	68	26	7	25	25	46	30
		□利用目的（％） 						<ul style="list-style-type: none"> ・朝及び夕方には、散歩（犬との散歩を含む）する利用者が多く確認された。 ・9時～12時に、イベントが開催され、利用者数は最大で68人が確認された。 ・9時以降は、子供の利用者が多くなり、スポーツや遊具の利用が確認された。 				

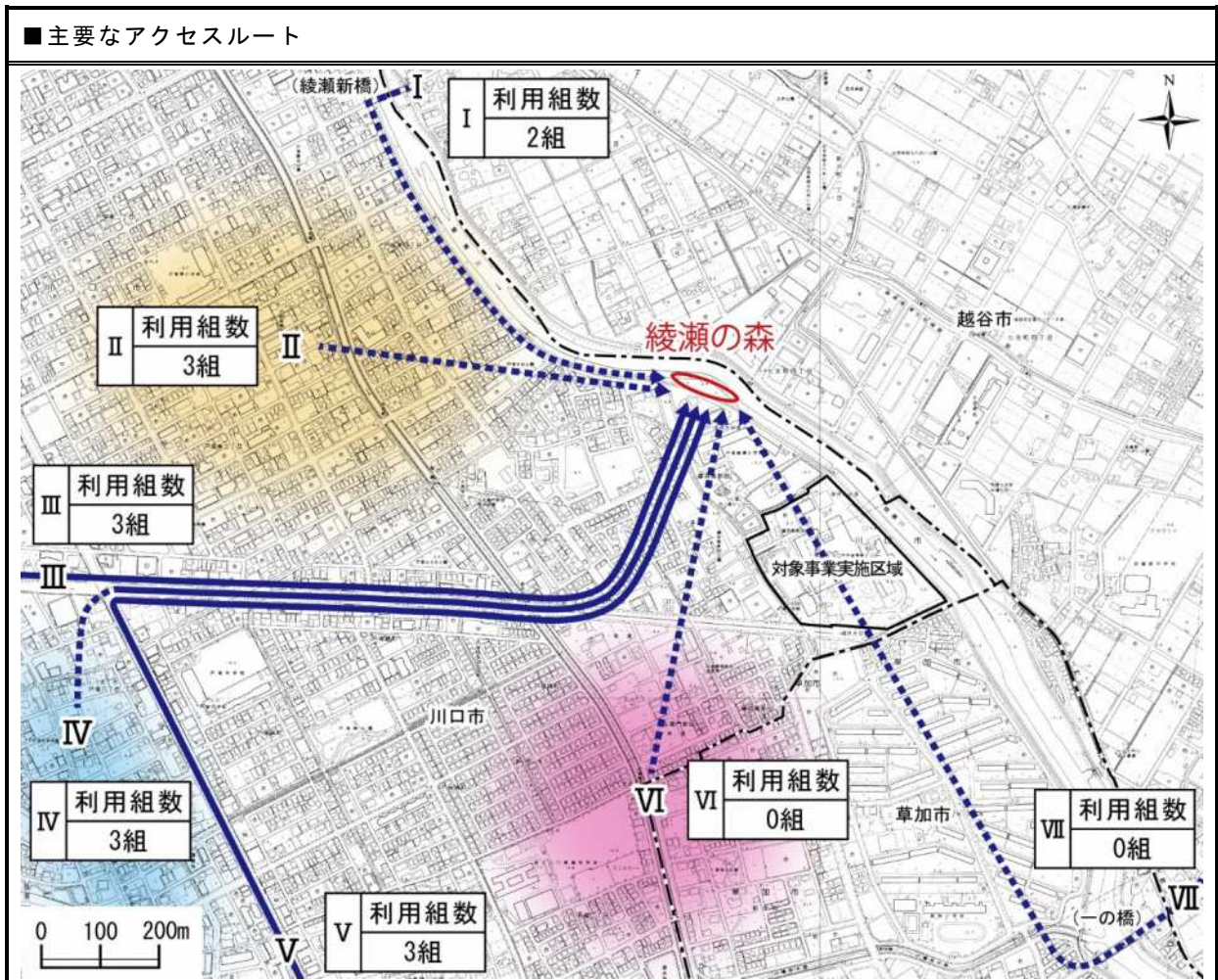
注1)「利用目的」:アンケート調査結果からの引用である。円中央の値は、アンケート件数を示す。割合の値は、複数意見があるため合計が100%を超えている。

2)「利用者数」:調査時間帯のうち、毎正時において確認された人数を示す。

ウ 自然とのふれあいの場への交通手段の状況

自然とのふれあいの場への交通手段の状況は、表 9.12-8(1)～(4)に示すとおりであった。

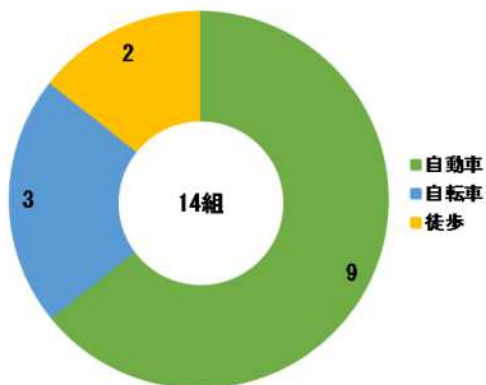
表 9.12-8(1) 交通手段の状況 (No.1: 綾瀬の森)



■アクセスルート別利用数 (14組)

交通手段	来場に利用した主要なアクセスルート							
	I	II	III	IV	V	VI	VII	未記入
自動車	1	0	3	3	2	0	0	0
自転車	1	1	0	0	1	0	0	0
徒歩	0	2	0	0	0	0	0	0
合計	2	3	3	3	3	0	0	0

■交通手段



- ・利用者の主要なアクセスルートとしては、自動車利用の場合は、市道幹線第50号を西側から通ってくるⅢ、Ⅳ、Ⅴが多く利用され、自転車や徒歩利用の場合は、Ⅰ、Ⅱといった主に近い場所からのルートが利用されていた。
- ・交通手段としては、自動車が過半数を占め、自転車や徒歩も確認された。

表 9.12-8(2) 交通手段の状況 (No.2: 桜並木)

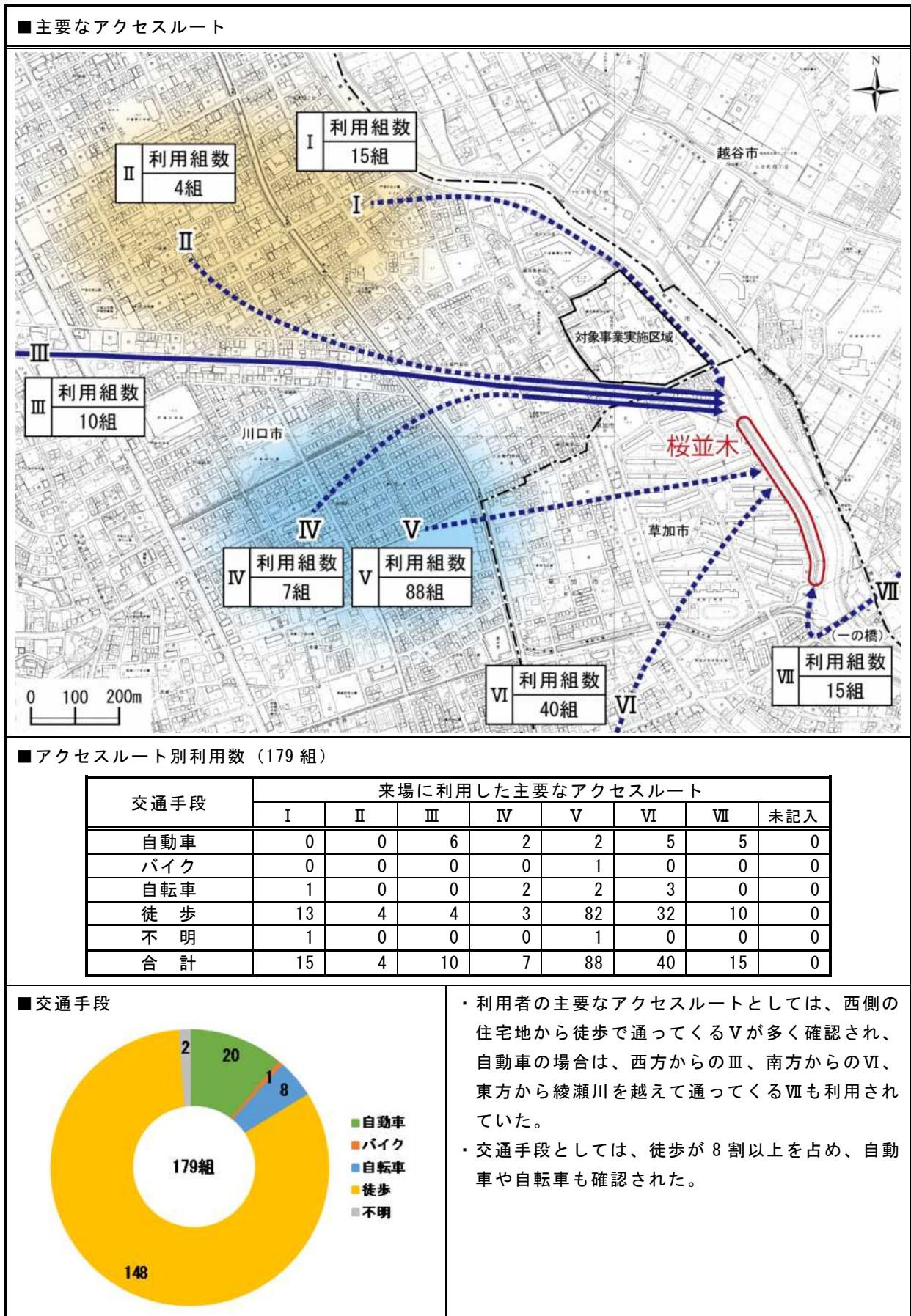


表 9.12-8(3) 交通手段の状況 (No.3 : 戸塚南公園)

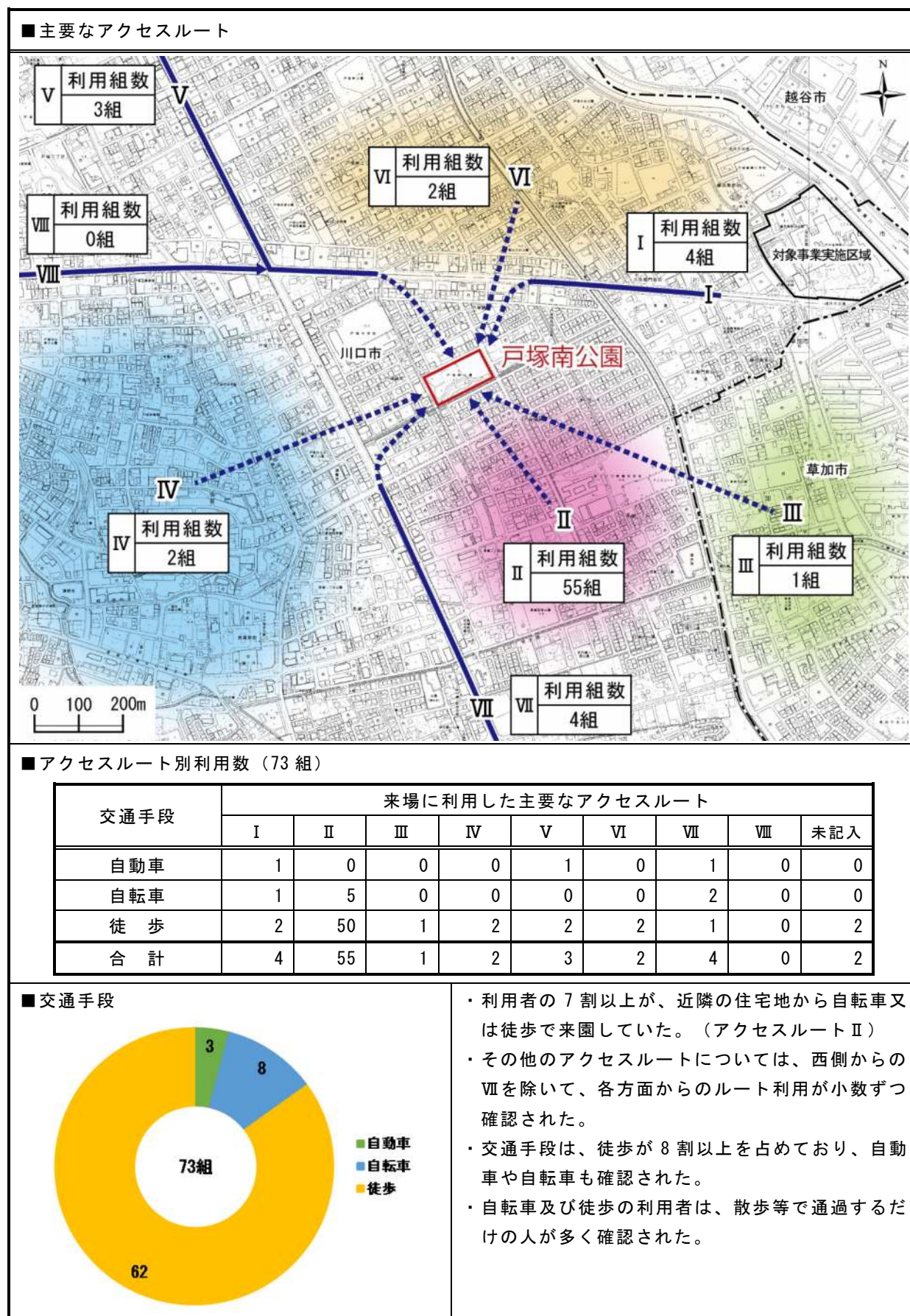
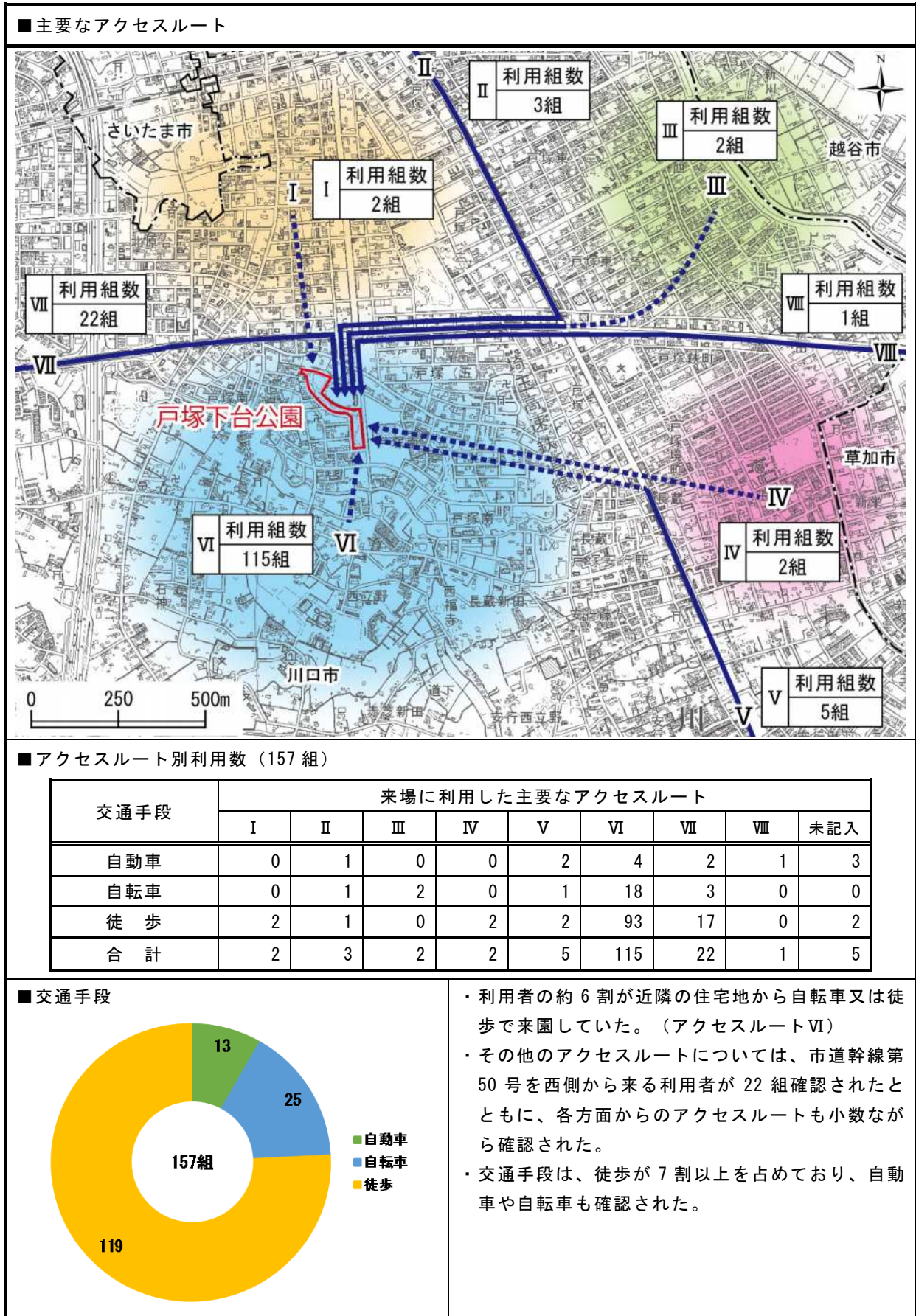


表 9.12-8(4) 交通手段の状況 (No.4: 戸塚下台公園)



9.12.2 予測

(1) 建設機械の稼働、資材運搬等の車両の走行に伴う自然とのふれあいの場への影響

1) 予測内容

工事の実施時における建設機械の稼働、資材運搬等の車両の走行に伴う自然とのふれあいの場の改変等の有無及びその程度、利用環境の変化の程度、自然とのふれあいの場への交通手段の阻害のおそれの有無及びその程度を予測した。

2) 予測地域・地点

予測地域・地点は、現地調査の調査地域・地点と同様とした。

3) 予測対象時期等

予測対象時期等は、工事の実施による自然とのふれあいの場への影響が最大となる時期とした。資材運搬等の車両の影響については、車両台数が最大となる工事着工後54ヶ月目とした。

なお、設定根拠として、工事工程全体の1ヶ月毎の車両台数の推移は、資料編・資料6-1に示すとおりである。

4) 予測方法

工事計画の内容と調査結果との重ね合わせを行うとともに、他の環境要素の予測結果を考慮して、自然とのふれあいの場への影響の程度について定性的に予測した。

工事計画に関連する予測条件は、以下に示すとおりである。

ア 工事計画の概要

- ①本事業は、既存の川口市戸塚環境センターの敷地内において、既存施設を解体し、同程度の規模の新施設を建て替えるものであり、敷地外の工事は実施しない。また、敷地範囲は、既存から広げる計画はない。
- ②工事の実施に伴い、対象事業実施区域周辺の道路において、通行規制は実施しない。また、新規道路の整備及び既存道路の付け替え（廃止）も実施しない。
- ③工事の実施における資材運搬等の車両の走行台数は、前掲「9.1 大気質 9.1.2 予測 (2)資材運搬等の車両の走行に伴う大気質への影響」において設定した交通量（資料編・資料1-7参照）を用いた。その概要は、表9.12-9に示すとおりである。
- ④自然とのふれあいの場の利用環境に関連すると考えられる環境要素の影響については、各項目の予測結果に示すとおりである。（工事の実施：大気質、騒音、振動、動物及び生態系）

表 9.12-9 資材運搬等の車両の走行台数（工事の実施）〔7時～18時〕

予測地点	資材運搬等の車両（台）		現況の交通量 合計台数（台）	増加割合 （％）
	小型車類	合計台数		
	大型車類			
市道幹線第 50 号線 の東側区間	203	445	4,420	10.1
	242			
市道幹線第 50 号線 の西側区間	102	224	16,810	1.3
	122			
市道幹線第 59 号線 の南側区間	101	221	9,198	2.4
	120			

注 1) 車両台数は、自然とのふれあいの場の利用形態と資材運搬等の車両の走行時間帯(6時～19時)を考慮して、7時～18時で整理した結果を示す。

2) 現況の交通量は、一般車両の交通量と既存施設関連の廃棄物運搬車両の交通量を合わせたもので、現地調査結果より伸び率 1.0 として設定したものである。

5) 予測結果

ア 自然とのふれあいの場の利用環境の状況

建設機械の稼働に伴う大気質、騒音、振動、動物及び生態系の将来予測結果は、環境保全目標に適合する結果であった。

以上に示す関連要素の予測・評価の結果に加えて、自然とのふれあいの場は、対象事業実施区域から約 200m 以上離れており、改変等の直接的な影響はないことから、工事の実施による自然とのふれあいの場の利用環境への影響は小さいと予測される。

イ 自然とのふれあいの場への交通手段の障害の状況

資材運搬等の車両の走行に伴う自然とのふれあいの場への交通手段の障害については、資材運搬等の車両の主な走行ルート(市道幹線第 50 号線及び市道幹線第 59 号線)は、現地調査結果によると、自然とのふれあいの場の利用者のアクセスルートと交差又は重なることから、交通手段の障害による影響のおそれが考えられる。しかし、以下に示すような状況が考えられることから、工事の実施による自然とのふれあいの場への交通手段の障害による影響は小さいと予測される。

- ①資材運搬等の車両の主な走行ルートの交通量の増加割合は、1.3～10.1%と少ない。
- ②資材運搬等の車両の走行に伴う大気質、騒音、振動、動物及び生態系の将来予測結果は、環境保全目標との整合が図られる結果であった。
- ③工事の実施に際して、対象事業実施区域周辺地域において、道路の通行規制、新規道路の整備、既存道路の付け替え（廃止）を行う計画はない。
- ④自然とのふれあいの場は、対象事業実施区域から約 200m 以上離れており、直接的な影響を及ぼすような計画はない。

(2) 施設の存在、施設の稼働に伴う自然とのふれあいの場への影響

1) 予測内容

施設の存在及び施設の稼働に伴う自然とのふれあいの場の改変等の有無及びその程度、利用環境の変化の程度を予測した。

2) 予測地域・地点

予測地域・地点は、現地調査の調査地域・地点と同様とした。

3) 予測時期等

施設の存在及び施設の稼働に伴う自然とのふれあいの場への影響を的確に把握できる時期とし、新施設の完成時又は新施設の稼働が定常状態となる時期とした。

4) 予測方法

事業計画の内容と調査結果との重ね合わせを行うとともに、他の環境要素の予測結果を考慮して、自然とのふれあいの場への影響の程度について定性的に予測した。

事業計画に関連する予測条件は、以下に示すとおりである。

ア 予測条件

- ①本事業は、既存の敷地内において、既存施設の代わりに、同程度の規模の新施設を立て替えるものである。また、敷地範囲は広がらない計画である。
- ②施設の存在及び施設の稼働に伴い、対象事業実施区域周辺の道路の通行規制は行わない。また、新規道路の整備及び既存道路の廃止は行わない。
- ③自然とのふれあいの場の利用環境に関連すると考えられる環境要素の影響については、各項目の予測結果に示すとおりである。

(施設の存在及び施設の稼働：大気質、騒音・低周波音、振動、悪臭、土壌、動物、植物、生態系、眺望景観、日照障害及び電波障害)

5) 予測結果

ア 自然とのふれあいの場の利用環境の状況

施設の稼働に伴う大気質、騒音、低周波音、振動、悪臭及び土壌の将来予測結果は、環境保全目標との整合が図られる結果であった。

施設の存在に伴う動物、植物、生態系、眺望景観、日照及び電波障害の将来予測結果は、環境保全目標との整合が図られる結果であった。

以上に示す関連要素の予測・評価の結果に加えて、自然とのふれあいの場は、対象事業実施区域から約 200m 以上離れており、改変等の直接的な影響はないことから、施設の存在及び施設の稼働による自然とのふれあいの場の利用環境への影響は小さいと予測される。

9.12.3 評価

(1) 建設機械の稼働、資材運搬等の車両の走行に伴う影響

1) 評価方法

ア 影響の回避・低減の観点

自然とのふれあいの場において、周辺環境に及ぼす影響が事業者により実行可能な範囲内のできる限り回避され、または低減されているかどうかについて明らかにした。

イ 基準・目標等との整合性の観点

基準・目標等との整合性の検討については、国、埼玉県または関係市により環境保全に係る基準値や目標等が示されている場合には、それらを環境の保全上の目標として設定し、基準値や目標等がない場合には、その他の環境の保全上の目標を設定して、予測結果との間に整合が図られているかどうかを明らかにした。

自然とのふれあいの場に係る環境保全目標は、「埼玉県環境基本計画（第4次）」（平成29年、埼玉県）、「彩の国豊かな自然環境づくり計画」（平成11年、埼玉県）及び「川口市都市計画基本方針」（平成29年、川口市）において、今後の施策や目標等が表9.12-10のとおり示されている。

以上のことから、自然とのふれあいの場に係る環境保全目標は、「自然とのふれあいの場の利用に支障を及ぼさないこと」とした。

表 9.12-10 自然とのふれあいの場に関連した計画等の内容

関連した計画等	内 容
「埼玉県環境基本計画（第4次）」（平成29年、埼玉県）	【今後の施策と主な取り組み】 <ul style="list-style-type: none">・身近な緑の保全の推進・身近な緑の再生（創出）の推進・自然とのふれあいの推進
「彩の国豊かな自然環境づくり計画」（平成11年、埼玉県）	【目標】 豊かな自然環境を満喫できる場所から、日常的にふれあえる場所まで、自然とのふれあいの内容に応じた自然環境の整備に取り組む。
「川口市都市計画基本方針」（平成29年、川口市）	【目標】 “交通ネットワークが充実した快適で利便な都市づくり”に対して、以下に示す方針が示されている。 <ul style="list-style-type: none">・レクリエーション拠点等へのアクセス性・回遊性の向上

2) 環境の保全に関する配慮方針

①自然とのふれあいの場の利用環境に関連すると考えられる環境要素の影響については、各項目で記載した「環境の保全に関する配慮方針」を徹底し、自然とのふれあいの場の利用を妨げないようにするとともに、周辺環境との調和に十分配慮した工事計画の策定、実施に努める。

(工事の実施：大気質、騒音、振動、動物及び生態系)

②資材運搬等の車両の走行により近接する自然とのふれあいの場の利用を妨げないよう運行ルートを設定し、運転手に運行ルートの走行を遵守させ、自然とのふれあいの場の利用を妨げないよう教育する。

3) 評価結果

ア 影響の回避・低減の観点

工事の実施にあたっては、前掲「環境の保全に関する配慮方針」に示すとおり、自然とのふれあいの場の利用を妨げないよう周辺環境との調和に配慮した工事計画の策定、実施に努め、資材運搬等の車両の運転者への教育等を徹底する。

以上により、工事の実施に伴う自然とのふれあいの場の利用環境への影響及び交通手段の阻害への影響は小さいものに抑えられると考えられることから、実行可能な範囲内でできる限り低減されると評価した。

イ 基準・目標等との整合の観点

工事の実施に伴う自然とのふれあいの場の利用環境への影響及び交通手段の阻害への影響は小さいと予測されることから、環境保全目標との整合が図られていると評価した。

(2) 施設の存在、施設の稼働に伴う影響

1) 評価方法

ア 影響の回避・低減の観点

自然とのふれあいの場において、周辺環境に及ぼす影響が事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、または低減されているかどうかについて明らかにした。

イ 基準・目標等との整合の観点

基準・目標等との整合性の検討については、国、埼玉県または関係市により環境保全に係る基準値や目標等が示されている場合には、それらを環境の保全上の目標として設定し、基準値や目標等がない場合には、その他の環境の保全上の目標を設定して、予測結果との間に整合が図られているかどうかを明らかにした。

自然とのふれあいの場に係る環境保全目標は、「埼玉県環境基本計画（第4次）」（平成29年、埼玉県）、「彩の国豊かな自然環境づくり計画」（平成11年、埼玉県）及び「川口市都市計画基本方針」（平成29年、川口市）において、今後の施策や目標等が表9.12-11のとおり示されている。

以上のことから、自然とのふれあいの場に係る環境保全目標は、「自然とのふれあいの場の利用に支障を及ぼさないこと」とした。

表 9.12-11 自然とのふれあいの場に関連した計画等の内容

関連した計画等	内 容
「埼玉県環境基本計画（第4次）」（平成29年、埼玉県）	【今後の施策と主な取り組み】 ・身近な緑の保全の推進 ・身近な緑の再生（創出）の推進 ・自然とのふれあいの推進
「彩の国豊かな自然環境づくり計画」（平成11年、埼玉県）	【目標】 豊かな自然環境を満喫できる場所から、日常的にふれあえる場所まで、自然とのふれあいの内容に応じた自然環境の整備に取り組む。
「川口市都市計画基本方針」（平成29年、川口市）	【目標】 “交通ネットワークが充実した快適で利便な都市づくり”に対して、以下に示す方針が示されている。 ・レクリエーション拠点等へのアクセシビリティ・回遊性の向上

2) 環境の保全に関する配慮方針

①自然とのふれあいの場の利用環境に関連すると考えられる環境要素の影響については、各項目で記載した「環境の保全に関する配慮方針」を徹底し、自然とのふれあいの場の利用を妨げないようにするとともに、周辺環境との調和に十分配慮した施設運営に努める。

(施設の存在及び施設の稼働：大気質、騒音・低周波音、振動、悪臭、土壌、動物、植物、生態系、眺望景観、日照障害及び電波障害)

②廃棄物運搬車両の走行により近接する自然とのふれあいの場の利用を妨げないよう、収集ルートを設定し、運転手に収集ルートの走行を遵守させ、自然とのふれあいの場の利用を妨げないよう指導する。

3) 評価結果

ア 影響の回避・低減の観点

施設の存在及び施設の稼働にあたっては、前掲「環境の保全に関する配慮方針」に示すとおり、自然とのふれあいの場の利用を妨げないよう周辺環境との調和に配慮した施設運営に努め、廃棄物運搬車両の運転者への教育等を徹底する。

以上により、施設の存在及び施設の稼働に伴う自然とのふれあいの場の利用環境への影響は小さいものに抑えられると考えられることから、実行可能な範囲内でできる限り低減されると評価した。

イ 基準・目標等との整合の観点

施設の存在及び施設の稼働に伴う自然とのふれあいの場の利用環境への影響は小さいと予測されることから、環境保全目標との整合が図られていると評価した。